ひたちなか市国際交流ボランティアバンク

趣　旨

ひたちなか市で暮らす人たちが国籍を越えて助け合い，相互理解を深める機会を提供することを目的に，ボランティアの登録制度を実施しています。市では，この制度をご活用いただくことで，市民の皆さんと協働で，「国際交流」という観点から誰もが住みよいまちづくりを目指します。

活動区分

１．ホームステイ・ホームビジットボランティア

日本家庭の日常生活や日本文化に関心のある外国人の受け入れをします。

※個人旅行者の宿泊引受は該当しません。

２．通訳・翻訳ボランティア

在住外国人や外国人観光客に対する通訳，または簡易な文書の翻訳をします。

３．カルチャーイベントボランティア

日本・外国文化紹介，資格特技を活かした技術の紹介，または国際交流事業の企画，運営への協力をします。

４．日本語指導ボランティア

日本語の不自由な在住外国人や，市内教育機関に通う外国人子女に対し，日本語指導を行います。

５．災害時外国人サポートボランティア

災害発生時に，ひたちなか市社会福祉協議会と連携し，外国人に対し，情報提供や生活相談，その他必要な支援を行います。

活動の流れ

利用者からの利用申請を受け，内容を審査したのち，当課がボランティアバンク登録者に電話，メール，文書等で依頼のご連絡を差し上げます。具体的な活動内容や進め方については，活動決定後に利用者と登録者で直接交渉をお願いいたします。

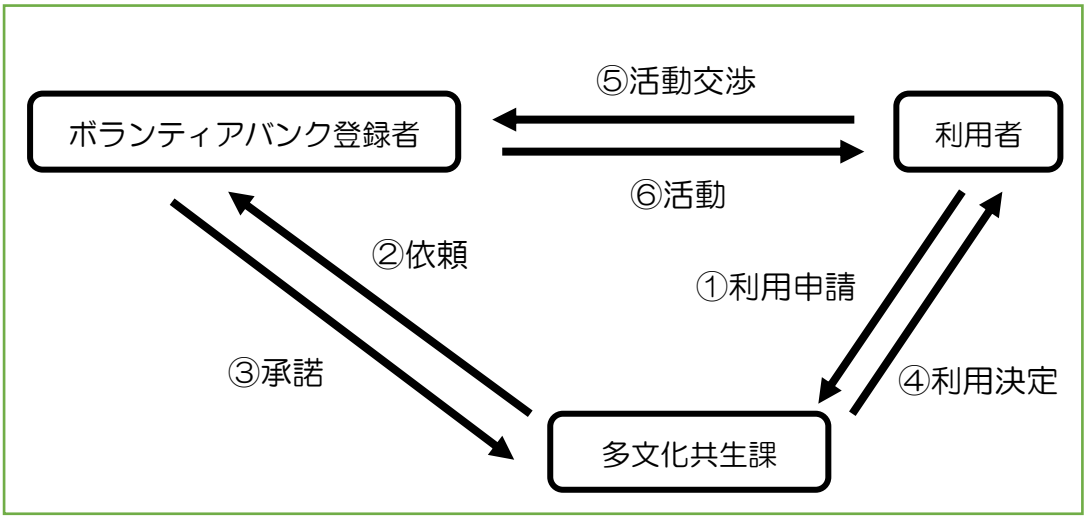

裏面に続く

・市が主催するボランティア活動中の事故に対する補償のため，全国市長会市民総合賠償保険に加入しています。※会場までの往復中の事故に関しては，対象外になります。
・報酬は原則として無償ですが，交通費や材料費など必要経費は利用者に負担いただく場合もありますので，利用者と登録者間での確認をお願いいたします。

登　録

１．登録資格

次のいずれにも該当する方が対象です。

・国際交流や在日外国人に対するサポートに関心を持ち，ボランティア活動に理解と意欲がある方
・人種，民族，国籍，地域，職業などに関して差別や偏見を有しない方
・１８歳以上の方（ただし，１８歳未満の方については保護者の同意があれば活動可能）

２．登録方法

・希望する区分ごとに「国際交流ボランティア登録カード」に必要事項を記入し，お申し込みください。
　※各種ボランティアの重複登録も可能です。
・登録の期間は２年で，期間満了の場合には登録の更新を行うことができます。
・記載事項に変更がある場合または登録を抹消する場合には登録変更・抹消届のご提出をお願いいたします。
・登録された個人情報については，個人情報保護法，市条例等の定めを遵守して厳重に取扱・保管します。

利　用

１．利用資格

次のいずれかに該当する方が対象です。

・市が主催し，または後援する事業の主催者
・公的団体，非営利団体その他これらに準ずる機関
・営利を目的としない事業を実施する者または団体など

２．利用方法

・「国際交流ボランティアバンク利用申請書」をご提出ください。
・ボランティアバンク登録者に依頼するにあたり，よりよい調整を行うため，利用申請いただいた内容について確認させていただく場合がございますのでご了承ください。

～問合せ・申込み～
ひたちなか市市民生活部多文化共生課
〒３１２－８５０１　ひたちなか市東石川２－１０－１
（ＴＥＬ）０２９－２７３－２９３５
（ＦＡＸ）０２９－２７１－０８５１
（Ｅ－mail）tabunka@city.hitachinaka.lg.jp

▼様式など詳細はこちら
市公式ウェブサイト
ボランティアバンク掲載ページ